第67号（第77条関係）

（表）

注　　意　　事　　項

1　法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃を携帯する場合には、必ずこの年少射撃資格認定証を携帯しなければならない。

2　空気銃は、指定射撃場において、認定に係る射撃指導員の指導の下に認定に係る用途に供する場合でなければ所持してはならない。

3　年少射撃資格認定証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　年少射撃資格認定が失効し、又は取り消された場合には、速やかに年少射撃資格認定証を返納しなければならない。

折 ---- り ---- 目

折 ---- り ---- 目

第　　号

交付　　年　　月　　日

年少射撃資格認定証

公安委員会　　印

21センチメートル

11センチメートル

（裏）

記載事項の変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印

折 ---- り ---- 目

本籍	
住所	
氏名	
生年月日	
銃砲の種類	空気銃　・　空気けん銃
射撃指導員の氏名	

折 ---- り ---- 目

写真

押出しプタン